

# 記載例 (退職、休職等で、未徴収税額を個人で納付するとき)

## 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

使市用町 欄 年度を記入してください ( 5 年度 ) 両年度

異動届出書を市役所へ提出される日を記入してください。

異動された納税者名等を記入してください。婚姻等で姓が変更の場合は旧姓欄に記入してください。

異動された方の新住所を記入してください。

税額通知書でお知らせした指定番号、宛名番号を記入してください。

記載内容について確認させていただき場合の連絡先を記入してください。

未徴収税額を個人が納付する場合は「3」と記入し、下の「普通徴収の場合」欄を記入してください。

(宛先) 川越市長	〒 350-0062 川越市元町 1-3-1	特別徴収義務者 指定番号 宛名番号	97-029076 3
令和 5 年 8 月 3 日提出	フリガナ カブシキガイシャ カワゴエ	所属	経理課 給与係
(特別徴収義務者) 給与支払者	氏名又は名称 株式会社 かわごえ	担当者 氏名	山田 花子
	個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	連絡先 電話	(049) 224-8811 内線 ( )
フリガナ スズキ イチロウ	氏名 鈴木 一郎 (旧姓 )	特別徴収税額 (年税額)	異動後の未徴収 税額の徴収方法
生年月日 昭和 平成 41 年 4 月 5 日	特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	特別徴収税額 (年税額)	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
所得者 1月1日現在の住所 川越市大手町11-6	特別徴収税額 (年税額)	異動年月日 5 年 7 月 31 日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他
異動後の住所 志木市本町1-1-1	特別徴収税額 (年税額)	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	円を
所在地	担当	所属	徴収し、納入します。
フリガナ	特別徴収税額通知書に記載された個人の合計年税額を記入してください。	徴収していただいた月と月割額の合計額を記入してください。	特別徴収税額(年税額)から徴収済額を差し引いた残額を記入してください。
氏名又は	円を	円を	円を

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和5年12月31日までに、一括徴収の申出があったため。	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	月 日	円	

普通徴収の理由について、該当の番号を記入してください。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和5年12月31日までに、一括徴収の申出がないため。	※市町村記入欄	A D
理由	2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。		L A N
理由	3. 死亡による退職であるため。		

【提出先】〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 川越市役所 本庁舎2階 市民税課 市民税第一・第二担当 TEL (049) 224-5640 (直通)/FAX (049) 226-2540